

任意放棄書（C-5380）記載要領

任意放棄書様式の各項目について

「放棄者」は、原則として成年者とするが、未成年であっても意思能力をもつものであればよい。

なお、放棄者が署名することができない場合には、第三者による代筆でもよいが、代筆した旨を備考欄に記入する。